

◎佐賀県条例第38号

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(通勤手当) 第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第4項</u>において「運賃等相当額」という。） (2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して、<u>40,300円</u>の範囲内において人事委員会規則	(通勤手当) 第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第4項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項及び第5項</u>において「運賃等相当額」という。） (2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して、<u>52,000円</u>の範囲内において人事委員会規則

改正前	改正後
で定める額 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額に<u>300円を加算した額</u>、第1号に定める額又は前号に定める額 <u>3</u> 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、<u>前項の規定</u>にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 <u>前項の規定による額</u>	で定める額 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 <u>3</u> 第1項第3号に掲げる職員であって、自転車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、前項第3号に定める額のほか、<u>5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。</u> <u>4</u> 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、<u>前2項の規定</u>にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 <u>前2項の規定による額</u>

改正前	改正後
<u>4</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が8万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、8万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 <u>5～8</u> 略 （宿日直手当） 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>11,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 略 （時間外勤務手当等に関する規定の適用除外） 第19条 第14条から第16条までの規定は、教育職員及び<u>事務職員</u>で第9条の2第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にあるものには適用しない。	<u>5</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>第3項の規定により支給する額</u>及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が8万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず</u>、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、8万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 <u>6～9</u> 略 （宿日直手当） 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>7,700円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>7,050円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>11,550円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 略 （時間外勤務手当等に関する規定の適用除外） 第19条 第14条から第16条までの規定は、教育職員（<u>指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。</u>）及び<u>事務職員（第9条</u>

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又	の2第1項に規定する人事委員会規則で指定する職に<u>あるものに限る。</u>）には適用しない。 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又

改正前	改正後
は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略 （義務教育等教員特別手当） 第21条の2 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じて</u>、人事委員会規則で定める。 3・4 略	は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略 （義務教育等教員特別手当） 第21条の2 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じ</u>、<u>学級を担任する業務その他の校務の種類で人事委員会規則で定めるものに係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u>、人事委員会規則で定める。 3・4 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤		円	円	円	円	円
	1	215,100	262,500	335,900	393,400	469,400
	2	217,500	263,900	337,700	394,900	471,200
	3	219,800	265,300	339,500	396,300	473,000
	4	222,200	266,700	341,200	397,700	474,900

職務 員以 外の 職員	5	224,400	268,100	342,900	399,100	476,600
	6	226,700	269,300	344,800	400,500	478,300
	7	228,900	270,500	346,700	402,000	480,200
	8	231,100	271,700	348,500	403,500	482,000
	9	233,400	273,100	350,300	404,800	483,800
	10	235,600	274,200	352,300	406,200	485,400
	11	237,800	275,300	354,200	407,700	487,000
	12	240,000	276,500	355,900	409,200	488,500
	13	242,300	277,800	357,600	410,500	490,000
	14	244,400	279,500	359,300	412,000	491,300
	15	246,500	281,200	360,800	413,600	492,700
	16	248,600	283,000	362,400	415,100	494,100
	17	250,700	284,700	364,100	416,500	495,300
	18	252,600	286,700	365,400	418,100	495,900
	19	254,300	288,900	366,600	419,700	496,500
	20	256,000	291,100	367,700	421,200	497,200
	21	257,700	293,400	369,000	422,400	497,800
	22	259,000	295,600	370,600	423,900	
	23	260,300	297,800	372,200	425,300	
	24	261,500	299,900	373,800	426,600	
	25	262,800	301,900	375,200	428,200	
	26	264,000	303,900	376,800	429,600	
	27	265,200	305,800	378,300	430,900	
	28	266,400	307,600	379,800	432,300	
	29	267,500	309,400	381,300	433,800	
	30	268,500	311,300	383,000	435,100	

31	269, 600	313, 200	384, 600	436, 600
32	270, 600	314, 900	386, 100	438, 100
33	271, 700	316, 600	387, 600	439, 700
34	272, 900	318, 400	389, 200	441, 100
35	274, 100	320, 100	390, 700	442, 700
36	275, 400	321, 700	392, 200	444, 300
37	276, 600	323, 400	393, 800	446, 000
38	277, 700	325, 100	395, 300	447, 500
39	278, 900	326, 900	396, 800	449, 100
40	280, 000	328, 600	398, 200	450, 700
41	281, 300	329, 900	399, 500	452, 200
42	282, 400	331, 800	401, 000	453, 800
43	283, 400	333, 700	402, 400	455, 000
44	284, 300	335, 400	403, 900	456, 200
45	284, 900	337, 000	405, 400	457, 400
46	285, 700	338, 900	407, 000	458, 700
47	286, 500	340, 600	408, 600	459, 900
48	287, 300	342, 300	410, 000	461, 100
49	288, 000	344, 100	411, 200	462, 200
50	288, 800	345, 800	412, 600	463, 400
51	289, 500	347, 500	414, 100	464, 700
52	290, 300	349, 200	415, 400	465, 900
53	291, 100	350, 900	416, 600	467, 100
54	291, 900	352, 200	417, 800	468, 300
55	292, 700	353, 600	419, 100	469, 500
56	293, 500	354, 900	420, 400	470, 700

57	294, 200	356, 400	421, 700	471, 800
58	294, 800	358, 000	423, 000	472, 400
59	295, 600	359, 500	424, 500	472, 900
60	296, 400	361, 100	425, 700	473, 400
61	297, 100	362, 500	426, 900	474, 000
62	297, 700	364, 200	428, 300	
63	298, 500	365, 800	429, 700	
64	299, 100	367, 200	431, 000	
65	300, 100	368, 700	432, 200	
66	300, 900	370, 300	433, 500	
67	301, 600	371, 900	434, 800	
68	302, 400	373, 500	436, 200	
69	303, 000	375, 000	437, 500	
70	303, 700	376, 600	438, 700	
71	304, 400	378, 100	439, 700	
72	305, 100	379, 600	440, 900	
73	305, 800	381, 100	442, 100	
74	306, 500	382, 700	443, 200	
75	307, 200	384, 400	444, 500	
76	307, 700	385, 900	445, 500	
77	308, 300	387, 300	446, 600	
78	308, 900	388, 700	447, 600	
79	309, 600	390, 100	448, 600	
80	310, 200	391, 400	449, 600	
81	310, 700	392, 700	450, 500	
82	311, 300	394, 200	451, 300	

83	312,000	395,500	452,100
84	312,800	396,800	452,900
85	313,400	397,900	453,700
86	314,200	399,300	454,100
87	314,900	400,600	454,500
88	315,500	401,900	454,900
89	316,200	403,200	455,300
90	317,000	404,500	455,600
91	317,800	405,600	455,900
92	318,600	406,800	456,100
93	319,100	408,000	456,400
94	319,900	409,100	456,700
95	320,700	410,300	457,000
96	321,500	411,500	457,200
97	322,100	412,900	457,400
98	322,900	414,000	457,700
99	323,700	415,000	458,000
100	324,400	416,000	458,200
101	325,200	416,900	458,400
102	326,000	417,900	458,700
103	326,900	419,000	459,000
104	327,700	420,100	459,200
105	328,300	420,800	459,400
106	329,100	421,700	
107	329,900	422,600	
108	330,700	423,600	

109	331, 400	424, 400
110	331, 800	425, 200
111	332, 100	426, 000
112	332, 700	426, 800
113	333, 200	427, 400
114	333, 600	428, 100
115	334, 000	428, 800
116	334, 400	429, 500
117	334, 900	430, 100
118	335, 400	430, 600
119	335, 800	430, 900
120	336, 300	431, 200
121	336, 800	431, 500
122	337, 200	431, 800
123	337, 600	432, 100
124	338, 100	432, 300
125	338, 600	432, 500
126	338, 900	432, 800
127	339, 200	433, 100
128	339, 500	433, 400
129	339, 700	433, 600
130	340, 000	433, 900
131	340, 300	434, 200
132	340, 500	434, 400
133	340, 700	434, 600
134	340, 900	434, 900

	135	341,100	435,200			
	136	341,400	435,400			
	137	341,700	435,600			
	138	341,900	435,900			
	139	342,200	436,200			
	140	342,500	436,400			
	141	342,800	436,600			
	142	343,000	436,900			
	143	343,300	437,200			
	144	343,500	437,400			
	145	343,800	437,600			
	146	344,000				
	147	344,300				
	148	344,600				
	149	344,800				
	150	345,000				
	151	345,300				
	152	345,600				
	153	345,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		249,700	291,800	322,300	351,700	440,400

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	215,100	236,400	335,900	365,600	452,600
	2	217,500	238,800	337,700	367,100	454,000
	3	219,800	241,300	339,500	368,600	455,200
	4	222,200	243,800	341,200	370,000	456,500
	5	224,400	246,200	342,900	371,400	457,600
	6	226,700	248,600	344,800	372,700	458,700
	7	228,900	251,000	346,700	374,100	459,900
	8	231,100	253,600	348,500	375,500	461,100
	9	233,400	256,000	350,300	376,900	462,400
	10	235,600	257,600	352,300	378,200	463,700
	11	237,800	259,200	354,200	379,500	464,800
	12	240,000	260,800	355,900	380,700	465,900
	13	242,300	262,500	357,600	381,900	467,100
	14	244,400	263,900	359,300	383,300	467,900
	15	246,500	265,300	360,800	384,500	468,700
	16	248,600	266,700	362,400	385,700	469,600

17	250, 700	268, 100	364, 100	386, 700	470, 500
18	252, 600	269, 300	365, 400	387, 900	470, 900
19	254, 300	270, 500	366, 600	389, 100	471, 400
20	256, 000	271, 700	367, 700	390, 200	471, 900
21	257, 700	273, 100	369, 000	391, 200	472, 400
22	259, 000	274, 200	370, 400	392, 400	
23	260, 300	275, 300	371, 800	393, 700	
24	261, 500	276, 500	373, 200	394, 800	
25	262, 800	277, 800	374, 400	395, 800	
26	263, 900	279, 500	375, 800	397, 000	
27	265, 000	281, 200	377, 100	398, 100	
28	266, 100	283, 000	378, 400	399, 200	
29	267, 300	284, 700	379, 600	400, 300	
30	268, 400	286, 700	381, 000	401, 500	
31	269, 500	288, 900	382, 300	402, 700	
32	270, 500	291, 100	383, 700	403, 900	
33	271, 600	293, 400	385, 000	404, 900	
34	272, 700	295, 600	386, 200	406, 000	
35	273, 700	297, 800	387, 300	407, 200	
36	274, 800	299, 900	388, 500	408, 400	
37	276, 000	301, 900	389, 700	409, 600	
38	276, 900	303, 900	390, 900	410, 900	
39	277, 900	305, 800	392, 100	412, 000	
40	279, 000	307, 600	393, 300	413, 300	
41	280, 200	309, 400	394, 400	414, 400	
42	281, 300	311, 300	395, 600	415, 700	

43	282,500	313,200	396,800	416,700
44	283,600	314,900	397,900	417,800
45	284,500	316,600	399,000	419,000
46	285,300	318,400	400,300	420,200
47	286,100	320,100	401,500	421,400
48	286,900	321,700	402,600	422,600
49	287,500	323,400	403,600	423,800
50	288,300	325,100	404,800	424,800
51	289,000	326,900	405,800	426,100
52	289,700	328,600	406,900	427,300
53	290,500	329,900	407,700	428,500
54	291,300	331,800	408,800	429,600
55	291,900	333,700	409,800	430,700
56	292,700	335,400	410,800	431,800
57	293,400	337,000	411,900	432,800
58	294,200	338,900	412,900	434,100
59	295,000	340,600	414,100	435,300
60	295,600	342,300	415,200	436,500
61	296,200	344,100	416,200	437,100
62	296,900	345,800	417,300	437,900
63	297,600	347,500	418,400	438,600
64	298,100	349,200	419,400	439,100
65	298,800	350,900	420,300	439,400
66	299,500	352,200	421,200	439,700
67	300,100	353,600	422,200	440,100
68	300,700	354,900	423,300	440,500

69	301, 400	356, 400	424, 100	440, 800
70	302, 100	357, 900	424, 900	441, 200
71	302, 800	359, 400	425, 600	441, 500
72	303, 500	360, 900	426, 400	441, 800
73	304, 000	362, 200	427, 100	442, 100
74	304, 600	363, 800	427, 700	442, 400
75	305, 300	365, 300	428, 400	442, 700
76	305, 800	366, 700	429, 100	443, 000
77	306, 400	368, 100	429, 700	443, 200
78	307, 000	369, 600	430, 400	443, 600
79	307, 600	371, 100	430, 900	443, 900
80	308, 200	372, 600	431, 500	444, 100
81	308, 700	374, 000	431, 900	444, 300
82	309, 200	375, 300	432, 300	
83	309, 800	376, 600	432, 600	
84	310, 400	377, 800	432, 800	
85	310, 800	379, 000	433, 000	
86	311, 200	380, 200	433, 400	
87	311, 700	381, 300	433, 700	
88	312, 200	382, 400	433, 900	
89	312, 700	383, 500	434, 100	
90	313, 200	384, 600	434, 400	
91	313, 600	385, 700	434, 700	
92	314, 100	386, 800	434, 900	
93	314, 400	387, 900	435, 100	
94	314, 900	389, 000	435, 400	

95	315,400	390,000	435,700
96	315,800	391,100	435,900
97	316,100	392,100	436,100
98	316,500	393,200	436,400
99	316,900	394,100	436,700
100	317,300	395,000	436,900
101	317,700	395,800	437,100
102	318,000	396,800	437,400
103	318,300	397,600	437,700
104	318,600	398,500	437,900
105	318,800	399,300	438,100
106	319,100	400,200	
107	319,400	401,100	
108	319,600	402,000	
109	319,800	402,800	
110	320,000	403,900	
111	320,300	404,800	
112	320,600	405,700	
113	320,800	406,300	
114	321,000	407,200	
115	321,200	408,100	
116	321,500	409,000	
117	321,800	409,800	
118	322,000	410,500	
119	322,300	411,300	
120	322,700	412,100	

	121	322,900	412,700		
	122	323,100	413,500		
	123	323,300	414,200		
	124	323,600	414,800		
	125	323,900	415,400		
	126		416,100		
	127		416,600		
	128		417,200		
	129		417,800		
	130		418,400		
	131		418,900		
	132		419,400		
	133		419,700		
	134		420,000		
	135		420,200		
	136		420,500		
	137		420,800		
	138		421,100		
	139		421,400		
	140		421,700		
	141		422,000		
	142		422,300		
	143		422,600		
	144		422,900		
	145		423,100		
	146		423,500		

	147		423,800			
	148		424,000			
	149		424,200			
	150		424,500			
	151		424,800			
	152		425,000			
	153		425,200			
	154		425,500			
	155		425,800			
	156		426,000			
	157		426,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,800	288,700	317,500	345,100	429,900

備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第1の適用を受ける者を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500
	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100
	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800
	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300
	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900
	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300
	10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900
	11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500
	12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000
	13	215,200	260,700	291,100	329,500	356,200	389,900
	14	217,000	261,900	292,400	331,100	357,900	391,800
	15	218,700	263,100	293,700	332,700	359,500	393,800
	16	220,400	264,300	294,900	334,300	361,000	395,600
	17	221,600	265,400	296,100	335,700	362,400	397,100
	18	223,200	266,500	297,500	337,400	364,100	398,900
	19	224,800	267,700	298,700	339,100	365,700	400,600
	20	226,300	268,800	299,900	340,700	367,300	402,200
	21	227,900	269,700	300,900	342,100	368,500	404,000
	22	229,500	270,700	302,100	343,800	370,000	405,400
	23	231,100	271,700	303,300	345,500	371,500	406,800
	24	232,700	272,700	304,600	347,100	373,000	408,200
	25	234,400	273,700	305,900	348,400	374,700	409,600

26	236, 000	274, 600	306, 900	350, 300	376, 500	410, 800
27	237, 400	275, 400	308, 000	352, 000	378, 200	412, 000
28	238, 700	276, 300	309, 000	353, 600	379, 900	413, 100
29	240, 000	277, 200	310, 100	355, 100	381, 300	414, 200
30	241, 100	278, 000	311, 300	356, 700	382, 600	415, 400
31	242, 200	278, 800	312, 400	358, 400	383, 800	416, 500
32	243, 300	279, 500	313, 600	360, 000	385, 200	417, 600
33	244, 400	280, 200	314, 700	361, 700	386, 300	418, 300
34	245, 300	281, 000	316, 000	363, 500	387, 200	419, 000
35	246, 200	281, 800	317, 300	365, 300	388, 300	419, 600
36	247, 300	282, 400	318, 700	367, 100	389, 300	420, 300
37	248, 300	283, 100	319, 900	368, 700	390, 100	420, 900
38	249, 200	283, 900	321, 200	370, 100	391, 000	421, 500
39	250, 100	284, 600	322, 500	371, 500	391, 900	422, 000
40	250, 900	285, 300	323, 800	372, 900	392, 700	422, 400
41	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800
42	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000
43	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400
44	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700
45	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000
46	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300
47	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600
48	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900
49	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100
50	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400
51	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600

52	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900
53	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100
54	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400
55	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700
56	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000
57	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200
58	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500
59	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800
60	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000
61	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200
62	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500
63	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800
64	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000
65	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200
66	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100	
67	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400	
68	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800	
69	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100	
70	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400	
71	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700	
72	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900	
73	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100	
74	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400	
75	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700	
76	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900	
77	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100	

78	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400
79	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700
80	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900
81	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100
82	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400
83	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700
84	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900
85	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100
86	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900	
87	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300	
88	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700	
89	269, 800	309, 800	360, 300	402, 000	
90	270, 100	310, 100	360, 700	402, 400	
91	270, 400	310, 400	361, 100	402, 800	
92	270, 700	310, 700	361, 500	403, 200	
93	271, 000	310, 900	361, 700	403, 500	
94		311, 100	362, 000		
95		311, 400	362, 400		
96		311, 800	362, 700		
97		312, 000	363, 000		
98		312, 300	363, 400		
99		312, 600	363, 800		
100		313, 000	364, 200		
101		313, 200	364, 700		
102		313, 500	365, 100		
103		313, 800	365, 500		

	104		314, 100	365, 900			
	105		314, 300	366, 400			
	106		314, 600	366, 800			
	107		314, 900	367, 100			
	108		315, 200	367, 400			
	109		315, 400	367, 900			
	110		315, 700				
	111		316, 100				
	112		316, 400				
	113		316, 600				
	114		316, 800				
	115		317, 100				
	116		317, 600				
	117		317, 800				
	118		318, 000				
	119		318, 300				
	120		318, 600				
	121		318, 900				
	122		319, 100				
	123		319, 400				
	124		319, 700				
	125		320, 000				
定年前再 任用 短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		202, 300	230, 100	272, 200	293, 000	308, 800	335, 200

間勤務職員							
-------	--	--	--	--	--	--	--

- 備考 1 この表は、事務職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	203,100	242,300	277,200	296,300	329,600
	2	205,200	243,600	278,000	297,100	331,000
	3	207,300	244,900	278,700	297,800	332,400
	4	209,400	246,200	279,500	298,500	333,900
	5	211,400	247,400	280,300	299,200	335,300
	6	213,500	248,500	281,100	299,900	336,900
	7	215,500	249,500	281,900	300,600	338,400
	8	217,300	250,400	282,700	301,300	339,900
	9	219,100	251,500	283,400	302,100	341,300
	10	221,000	252,700	284,200	302,900	343,000
	11	223,000	253,800	285,000	303,700	344,500
	12	225,100	255,000	285,800	304,300	346,000
	13	226,800	256,200	286,600	304,900	347,400

14	228, 800	257, 400	287, 400	306, 000	349, 000
15	231, 000	258, 600	288, 100	307, 100	350, 500
16	233, 200	259, 700	288, 900	308, 300	352, 000
17	235, 300	260, 700	289, 700	309, 400	353, 600
18	236, 400	261, 700	290, 500	310, 600	355, 200
19	237, 400	262, 900	291, 300	311, 700	356, 800
20	238, 500	263, 900	292, 000	313, 000	358, 300
21	239, 600	265, 000	292, 900	314, 200	359, 600
22	240, 400	265, 900	293, 800	315, 400	361, 100
23	241, 300	266, 700	294, 700	316, 600	362, 600
24	242, 200	267, 500	295, 400	317, 700	364, 200
25	243, 100	268, 300	296, 100	318, 900	365, 600
26	244, 000	269, 100	297, 000	320, 100	367, 100
27	244, 900	269, 900	297, 900	321, 200	368, 600
28	245, 800	270, 700	298, 600	322, 400	370, 000
29	246, 600	271, 400	299, 400	323, 700	371, 400
30	247, 400	272, 300	300, 400	324, 900	373, 100
31	248, 100	273, 100	301, 300	326, 100	374, 500
32	248, 900	273, 900	302, 400	327, 300	376, 000
33	249, 600	274, 700	303, 400	328, 400	377, 200
34	250, 200	275, 500	304, 500	329, 500	378, 300
35	250, 900	276, 100	305, 500	330, 700	379, 500
36	251, 600	276, 900	306, 400	331, 900	380, 600
37	252, 400	277, 800	307, 400	333, 200	381, 600
38	253, 000	278, 600	308, 400	334, 400	382, 400
39	253, 600	279, 400	309, 400	335, 700	383, 400

40	254, 200	280, 100	310, 400	336, 900	384, 500
41	254, 800	280, 800	311, 300	337, 800	385, 500
42	255, 400	281, 600	312, 600	339, 000	386, 500
43	256, 000	282, 500	313, 700	340, 200	387, 500
44	256, 500	283, 200	314, 800	341, 400	388, 400
45	256, 900	283, 900	315, 800	342, 300	389, 200
46	257, 500	284, 700	316, 900	343, 400	390, 000
47	257, 900	285, 500	318, 000	344, 400	390, 900
48	258, 300	286, 200	319, 000	345, 300	391, 700
49	258, 700	286, 900	320, 100	346, 200	392, 200
50	259, 200	287, 600	321, 100	347, 100	393, 100
51	259, 700	288, 200	322, 200	348, 100	393, 900
52	260, 200	288, 900	323, 400	349, 000	394, 700
53	260, 500	289, 600	324, 400	349, 500	395, 100
54	260, 800	290, 200	325, 400	350, 400	395, 800
55	261, 100	290, 900	326, 400	351, 100	396, 500
56	261, 400	291, 500	327, 400	352, 000	397, 100
57	261, 700	292, 300	328, 300	352, 800	397, 500
58	262, 100	293, 000	329, 300	353, 100	398, 000
59	262, 400	293, 700	330, 300	353, 500	398, 600
60	262, 700	294, 300	331, 200	354, 100	399, 200
61	263, 000	294, 800	332, 100	354, 700	399, 600
62	263, 300	295, 400	332, 900	355, 400	400, 100
63	263, 600	296, 100	333, 600	356, 100	400, 600
64	263, 900	296, 700	334, 200	356, 700	401, 100
65	264, 200	297, 200	334, 800	357, 400	401, 700

66	264, 500	297, 800	335, 500	357, 900	402, 200
67	264, 800	298, 500	336, 100	358, 500	402, 800
68	265, 100	299, 100	336, 700	359, 100	403, 500
69	265, 400	299, 700	337, 300	359, 400	404, 000
70	265, 700	300, 300	337, 500	359, 900	404, 500
71	266, 000	300, 900	337, 900	360, 300	404, 900
72	266, 200	301, 500	338, 400	360, 800	405, 300
73	266, 400	302, 100	339, 000	361, 300	405, 600
74	266, 700	302, 700	339, 500	361, 800	406, 100
75	267, 000	303, 100	340, 000	362, 300	406, 500
76	267, 200	303, 500	340, 400	362, 700	406, 900
77	267, 400	303, 800	341, 000	363, 100	407, 300
78	267, 700	304, 100	341, 500	363, 400	
79	268, 000	304, 300	341, 900	363, 600	
80	268, 200	304, 600	342, 400	363, 900	
81	268, 400	304, 900	343, 000	364, 400	
82	268, 700	305, 100	343, 300	364, 700	
83	269, 000	305, 400	343, 500	365, 000	
84	269, 200	305, 700	343, 800	365, 300	
85	269, 400	305, 900	344, 200	365, 700	
86		306, 100	344, 600	366, 000	
87		306, 300	344, 900	366, 300	
88		306, 500	345, 200	366, 600	
89		306, 900	345, 500	367, 000	
90		307, 100	345, 700	367, 300	
91		307, 300	346, 100	367, 500	

	92		307,500	346,400	367,800	
	93		307,900	346,600	368,100	
	94		308,100	346,900	368,500	
	95		308,300	347,200	368,900	
	96		308,600	347,400	369,300	
	97		308,900	347,600	369,800	
	98		309,100	347,900	370,200	
	99		309,300	348,200	370,600	
	100		309,600	348,400	371,000	
	101		309,900	348,600	371,500	
	102		310,100	348,800		
	103		310,300	349,200		
	104		310,600	349,400		
	105		310,900	349,600		
	106			349,900		
	107			350,300		
	108			350,700		
	109			350,900		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		203,400	230,200	259,900	274,100	300,800

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

第2条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又

改正前	改正後				
は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第 1（第 5 条関係） 高等学校等教育職給料表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 別表第 2（第 5 条関係） 中学校・小学校教育職給料表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。	略	略	は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第 1（第 5 条関係） 高等学校等教育職給料表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>11,500円</u>を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>3,800円</u>をそれぞれ加算した額とする。 別表第 2（第 5 条関係） 中学校・小学校教育職給料表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>11,500円</u>を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月	略	略
略					
略					
略					
略					

改正前	改正後
	額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

(佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 (佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴う経過措置) 第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額(新給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額)とする。 2 改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合	附 則 (佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴う経過措置) 第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額(新給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額)とする。 2 改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合

改正前	改正後
に適用される新給与条例第5条第1項に規定する各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（新給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐賀県条例第29号。以下「整備条例」という。）附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する整備条例第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を、新勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第5項において「勤務時間率」という。）を乗じて得た額とする。	に適用される新給与条例第5条第1項に規定する各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（新給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐賀県条例第29号。以下「整備条例」という。）附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する整備条例第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を、新勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第5項において「勤務時間率」という。）を乗じて得た額とする。

（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正）

第4条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の区分） 第3条 特殊勤務手当は、次のとおりに区分する。 (1)～(3) 略	（特殊勤務手当の区分） 第3条 特殊勤務手当は、次のとおりに区分する。 (1)～(3) 略

改正前	改正後
(4) 多学年学級担当手当 (5)～(7) 略 (多学年学級担当手当) 第7条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち人事委員会規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに、支給する。 2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき350円以内で人事委員会規則で定める額とする。 (教員特殊業務手当) 第8条 略 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円 (3)～(5) 略 第9条～第14条 略 (育児短時間勤務職員等についての適用除外) 第15条 第10条から第13条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。 (この条例の施行に関し必要な事項) 第16条 略	(4)～(6) 略 (教員特殊業務手当) 第7条 略 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第1号イ及びウの業務 8,000円 (3)～(5) 略 第8条～第13条 略 (育児短時間勤務職員等についての適用除外) 第14条 第9条から第12条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。 (この条例の施行に関し必要な事項) 第15条 略

(佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 （再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置） 第6条 切替日以後に新たに佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員及び佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号）附則第4条及び第5条に規定する暫定再任用職員（以下本条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる第2条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例第13条の規定は、切替日以後に同条例第12条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。	附 則 （再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置） 第6条 切替日以後に新たに佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員及び佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号）附則第4条及び第5条に規定する暫定再任用職員（以下本条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる第2条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例第12条の規定は、切替日以後に同条例第11条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第6条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 教育職員（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「給与条例」という。）別表第1 高等学校等教育職給料表又は別表第2 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額の下100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。	（教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 教育職員（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「給与条例」という。）別表第1 高等学校等教育職給料表又は別表第2 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第

改正前	改正後
2 略 (教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和27年佐賀県条例第39号。<u>第11条から第13条</u>までの規定に限る。) (2)～(9) 略 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項及び第3項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。 (1)・(2) 略 附 則 1～3 略	<u>6条において同じ。)</u>を除く。)には、その者の給料月額<u>の100分の10に相当する額の教職調整額</u>を支給する。 2 略 (教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和27年佐賀県条例第39号。<u>第10条から第12条</u>までの規定に限る。) (2)～(9) 略 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第6条 教育職員(管理職手当を受ける者<u>及び指導改善研修被認定者</u>を除く。次項及び第3項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。 (1)・(2) 略 附 則 1～3 略

改正前	改正後										
	(教職調整額に関する経過措置) 4 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（佐賀県公立学校職員給与条例（以下「給与条例」という。）第19条及び第21条の2の改正規定に限る。）、第2条の規定（給与条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）並びに第4条から第6条まで、附則第3条及び附則第4条の規定 令和8年1月1日
- (2) 第1条の規定（給与条例第11条の3の改正規定に限る。）及び第2条の規定（給与条例第20条及び第21条の改正規定に限る。） 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定（給与条例第18条及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第20条及び第21条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第13号。以下この条において「改正条例第13号」という。）附則第7条の規定に基づいて支給された給料及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第40号。以下こ

の条において「改正条例第40号」という。) 附則第6条の規定に基づいて支給された給料を含む。) は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(改正条例第13号附則第7条及び改正条例第40号附則第6条の規定による給料を含む。) の内払とみなす。

(多学年学級担当手当に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び次条において「1号施行日」という。) 前に、第4条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例第7条第1項に規定する学級における授業又は指導に従事した職員に対して1号施行日以後に支給する多学年学級担当手当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当に関する経過措置)

第4条 第4条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(以下この条において「改正後条例」という。) 第7条第2項第2号の規定は、1号施行日以後に改正後条例第7条第1項第1号イ及びウに掲げる業務に従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当について適用し、1号施行日前にこれらの業務に従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。